

国際機関の動きに加えて、米国、豪州、PNG、インドネシア、メキシコ等との間に政府間、又は民間協定が結ばれ、日本漁船は制限された範囲内での操業が保証されている。この傾向が今後一層強まるであろうことは言う迄もない所である。

所で比較的十分な科学的根拠に基づく規制がIATTC、次いでICCATで進められているという事実が示す通り、米国などに比べて日本はマグロ類の国際管理に対して消極的であった。勿論日本が資源保存に無関心であったわけではなく、漁業の許可制度、他のはえなわ国に対する資源研究への働きかけ、ミナミマグロの自主規制等は国際的にも注目されている。しかし、米国等が発揮した指導性に比べて、最大のマグロ生産国としては、漁業の国際管理としては残念ながら不徹底のそりしはまぬがれない。

一国が経済価値の高いマグロ類の40%を漁獲できる時代は去ろうとしている。FAOが一方で既存漁業を抑制し、他方で発展途上国でマグロ漁業を推進しているのも、国際世論の反映といわねばならない。私達にとって辛いことであるが、経済的格差が南北問題を惹起している現実がある以上、歴史の流れに棹さすことはできない。

3. 探られるべき道

先進漁業国が受ける制約は、少くとも今後当分の間は強まる一方である。その中で生残するには当面技術的な優位による国際的入会権の確保しかない。ここでいう技術とは、単に漁法のみでなく漁獲物の処理、販売、さらに

資源の有効利用のための漁業管理迄も含むものである*。こういった技術の優位性は、発展途上国に対してのみならず、他の先進漁業国に対して確保されるべきことは言をまたない。

具体例を挙げよう。鮮魚市場を狙ったはえなわ漁業の漁法、漁獲物の保存、販売の過程では素晴らしい技術が確立されている。しかし、20人の優秀な漁業者を乗せた300トンの漁船が、単価はいかに高くとも、1日に1トンを越えるか否かという漁獲を続けることは今後も可能であろうか。釣獲率低下の根源をつく資源評価技術、もしそれが過大な努力の投入に伴うとすれば漁船を分散させる管理技術の欠除はやはり問題とされねばならない。

単価の低い魚種に対しては労働生産性の高い表層漁業を振興する必要は大きい。この場合にも資源保存技術を考慮したい。たとえば西太平洋ではIATTCやICCATの体重制限が導入される前に3.2kg以下のキハダ、2.2kg以下のカツオの混獲を避ける操業方法はぜひ早急に確立されねばならない。

最後に水産研究所の内部問題であるが、何らかの制度上の盲点のために研究者の老齢化が進み、かつ研究者になりうる人々の範囲が極めて限定されてしまったという深刻な問題に付言したい。日本のマグロ研究が世界をリードしえなくなりつつある現在、これは一刻もゆるがせに出来ない問題である。

* 従来は資源の安全を強調してきたが、今後はそれと同程度に漁業そのものの安全をも考えた、より精密な資源評価が要求される。また評価を漁業管理に移すソフトウェアの開発が不可欠となる。

2. 200 哩 経済 水域 と マグロ 資源

今迄、日本の遠洋漁業は自由な海と安い燃料、人件費、そして、新しい資源の開発に支えられ発展して来た。しかし、これらは数年前までのことで、現在はその自由な海も分割の時代を迎えている。昨年9月ニューヨークで開催された第3次海洋法会議第5会期でも具体的な成果はなく、第6会期は同じニューヨークで本年5月に開催が予定されているが、200哩経済水域(以下EZと呼ぶ)は日米漁業交渉でみられるように既定の事実となっており、すでに動き始めている。そこで、世界の海に200哩が設定された場合、日本の遠洋漁業の1つの柱であるマグロ延縄漁業が如何なる影響を受けるかについて、神奈

花 本 栄 二 (神奈川県水産試験場)

川県漁業無線局所属船の漁獲資料を使い調べた結果を述べるとともに、今後如何なる方向に進んだら良いか、EZはどうなるかについて一私見を述べる。

まず第1に200哩内のマグロ延縄漁業による漁獲割合の状況であるが、神奈川県漁業無線局所属船は神奈川県漁業通信取扱い要綱に基づき毎日のマグロ、カジキ類の漁獲量を同無線局に送信しており(送信数は1日当たり約150~180隻)、神奈川県水産試験場ではこの資料を1旬毎に集計し、緯、経度各5°区画毎に1日1回操業当りの平均トン数を計算し、マグロ漁況速報として発行している。そこで、この資料を使用し、昭和49年1月1日か

ら昭和 49 年 12 月 31 日までの 1 年間について緯、経度 5° 区画毎の漁獲量を集計し、これより 200 哩以内、以遠の漁獲量について各大洋別に計算した。

5° 区画毎の漁獲量を求めたので、ある 5° 区画では 200 哩以内と以遠に分れる場合がある。このような場合にはその 5° 区画で 200 哩以内の面積が 200 哩以遠の面積に比べて大きい場合は 200 哩以内、小さい場合は 200 哩以遠の 5° 区画とした。

結果は第 1 表のとおりである。太平洋で 34.5%、大西洋で 47.5%、インド洋で 50.9%、全大洋では 40.1% である。昭和 50 年の場合、全大洋は 12.9 万 t/28 万 t=46% であるので（小野登喜雄，昭和 51 年度マグロ漁業研究協議会），三崎船と焼津船の稼働状況を考えるとそう変りはないものと思われる。すなわち、インド洋では 50.9% と高いが、これは三崎船が焼津船の多いフリーマントル沖の EZ 外のミナミマグロ操業をあまり行わないこと、ジャワ沖の EZ 外の操業が比較的多いこと、太平洋の 34.5% と低いのは三崎船がニュージールランド、シドニー、タスマニア島沖の EZ 内のミナミマグロ操業が少ないのに対し、東部太平洋のメバチ操業が多いことによる。次にどの海域でどのマグロ類が EZ の影響を受けるか重要などころについて述べると、EZ 内に入るのはインド洋ではケープタウン沖の 40° S 線のミナミマグロの半分、ソマリア沖のマカジキ、スリランカからインド東岸、ジャワ～濠州北西岸沖のキハダ、メバチ、太平洋では西部太平洋のほとんどの海域（ここではキハダ、竿釣りの南方カツオが影響される）、サンゴ海のシロカジキ、マカジキ、タスマン～シドニー、ニュージールランド東沖のミナミマグロ、ハワイ周辺、ガラパゴス～エクアドルのメバチ、メキシコ沖のマカジキ、大西洋ではメキシコ湾のキハダ、クロマグロ、ニューヨーク～ファリファックス沖、ダカール、アンゴラ、モンテヴィデオ沖のメバチ、ラスパルマス～地中海のクロマグロである。EZ 外で影響を受けないのはインド洋では 10° S 線、75°～115° E のキハダ、メバチ、フリーマントル沖の 30° S 線のメバチ、40° S 線のミナミマグロ、ケープタウン沖のミナミマグ

ロの半分、太平洋ではタスマニア南沖のミナミマグロ、ハワイ北方および南方、ペルー沖、東部太平洋の 10° N～20° S、95°～155° W の広い海域のメバチ、大西洋ではラスパルマス沖のメバチの半分、グランドバンク、ダカール、アンゴラ沖のメバチである。

このようにマグロ延縄漁業も約 50% 近く EZ の影響を受けるわけであるが、今後の対策を述べる前に、各会議の席上の各国代表の意見を紹介すると、アフリカ代表「我々がイワシを食べたいのに先進国は我々のはなの先のイワシを大量にとり、しかもそれを家畜の餌にするとはけしからん」、カナダ代表「世界の漁獲量が現在の割合でのびて行けば数年後には限界に達する。出席している皆さんはこれをどう考えているのだろうか」、アメリカ代表「日本の漁業政策は魚をとることばかりで保護が抜けているのではないか」、というような意見があることに對しても耳をかたむけるべきである。また、「日本は EZ によって現在の国土の数倍の海が手中に入り、面積的には世界で最も得をする国に入る。遠洋漁業の損失ばかり考えないで近海、沖合漁業や鉱物資源などを含めた本当の損得勘定をすべきだ」などという意見もある。

海洋法における 200 哩の思想としては 200 哩内の資源は沿岸国に属するが、EZ 内で沿岸国が魚を充分利用出来ない時は他の国にもとらせるという資源の完全利用の考え方がある。また、マグロなど高度回遊魚に対しては EZ 外の国際水域でも国際管理の対象にすべきであるという思想がある。

一般的に考えられている対策も種々ある。例えば、漁場から締め出されたら、政府が船を買い上げるなり、休業を補償せよという意見もある。しかし、漁業は補償によって切り捨てるだけでは解決しない。また、外国より輸入すれば良いという話もあるが、とんでもないことである。近い将来の食糧不足、とくに蛋白質の不足におそわれる時、当然、輸出国は日本に輸出しないだろうし、その時、日本はどうするかということは今から考えておかねばならない。

それではどうするか、まず考えられるのは二国間交渉

第 1 表 各大洋別 200 マイル内でのマグロ・カジキ類の漁獲量

	200 マイル以内での漁獲量 (A)	200 マイル以遠での漁獲量 (B)	全 漁 獲 量 (A+B)	200 マイル内の漁獲量の割合 {A/(A+B)}
太 平 洋	10,506 (トン)	19,945 (トン)	30,451 (トン)	34.5 (%)
大 西 洋	6,685	7,377	14,062	47.5
イ ン ド 洋	3,199	3,089	6,288	50.9
全 大 洋	20,390	30,411	50,801	40.1

でEZ内に入れさせてもらいマグロ類を漁獲することである。それには合弁会社、入漁権の獲得等、その見返りとして技術援助、経済援助、入漁料の支払い等が考えられる。この二国間交渉においては各相手国により見解が違う。例えばアメリカではスポーツ・フィッシング、カナダではクロマグロに関心があり、相手国の現状を見極めることである。また、関係国にとって日本との技術提供は単に不完全利用の資源を外国に分譲するためのものではなく、その国の漁業の自立化、食糧資源の開発の確保、外貨獲得に第1義の目的があるということである。目先の利益にとらわれず長い目でみた相手国との協調関係、融和を基点としなければならない、そして、世界の食糧確保に貢献し、国内の食糧政策に参与という気持が必要だろう。さらに、これらをおし進めるにあたって、蛋白資源の供給という観点から、一企業、一漁業の問題ではなく、強力な水産外交の展開が期待され、さらに、双方の立場を理解するため民間人の交流が必要とされる。この件に関し、昭和51年12月12日の朝日新聞の社説を紹介すると「200 哩時代の日本漁業の政治責任の所在を明確にせよ。専任の漁業大臣を任命せよ、外の折衝だけでなく内なる漁業界への調整能力をもつ政治家が必要である。農林大臣の片手間で出来る時代ではない」と主張している。

一般の遠洋漁業、例えばトロール漁業では新漁場、未利用資源の開発が期待されるが、マグロ漁業にとってはもう新資源の開発は考えられない。今迄の延縄の深さより深のマグロ類の開拓が叫ばれているが、これとて新資源といえず今迄と同一資源のものを場所を違えて獲っているだけである。魚は無主物ではなく、人類の公有物であ

る。魚は自由に獲らせておくと技術が発達した現代では資源が涸渇してしまう。水産資源を保存しながらその資源を最大に利用すべきである。それには資源の保護、管理が必要で、マグロのような高度回遊魚はEZという枠にとらわれるのではなく国際的な管理体制が必要であり、日本の参加だけでなく、他の国の協力も必要とされ、積極的な呼びかけをすべきである。

いろいろ述べて来たが資源の保護、管理が軌道にのれば、いずれは資源も回復するだろうし(させなければ困る)、日本人のマグロに対する嗜好の強さは極めて大きく、刺身マグロは今後増々需要の拡大が望まれ、これを漁獲する延縄漁業は重要な産業として存在して行くだろう。また、カツオ、ビンナガは新漁場が望め、日本のEZ内の漁場もあり、そしてまだまだ世界的にも需要増が望める魚である。高緯度のビンナガを刺身として流通させたり、カツオ、ビンナガの加工品の消費拡大をはかれば、カツオ、マグロ漁業はまだまだ期待のもてる産業である。

最後に、今後のEZに関する動きであるが、200 哩の経済水域問題は安定せず次々と新しい問題が出て来よう。すなわち、200 哩の幅は理論的根拠があるわけではなく、いったん分割した海とその資源の占有意識は強まる一方であって弱まる気づきはないだろう。また、最初は途上国がその資源をまもるということで200 哩は設定されたが、今ではアメリカを始めとした開発国が主に恩恵を受けており、途上国の不満も出て来ようし、200 哩内での乱獲そして資源の減少ということも充分考えられる。このような状況の中で、我々人類に望まれるのは資源保存と協調の精神である。

3. 北太平洋の竿釣りビンナガ漁場

田 中 有 (東北水研焼津分室)

まえがき

昨年10月上旬よりほぼ1ヶ月にわたって、40°N, 167°~168°Eの海域でビンナガ竿釣り漁場が形成された。悪天候などで操業は容易でなく、終始、危険がつきまといっているが、各県の大型船が注目している漁場であり、毎年形成されるものなのか、どうか話題となっている。

7月上旬から11月にかけての南方カツオ漁では、亜熱帯反流域の高水温帯及び、北赤道反流域での高水温により、航海途中や漁場においての餌料イワシの最大斃死

が、つきまとい、ここ数年、特に大量にみられている。これは一本釣漁業の要となる重要な問題であり、業界あげてその対策に取り組んでいるが、現在、なおきめてとなるものはない。表面水温27°C台以下のハワイ諸島のカツオ漁場(西経漁場ともいう)を操業するのも対策の1つであるが、操業期間がビンナガ終漁後の、7月~8月のほぼ2カ月にかざられること、及び瀬付近が主対象となるため、多くの船が操業出来ない。年変動(漁況)が大きい。昭和52年度は200 哩問題がからむのでどうなる